

であると言われています。したがって、あまり価格競争のない、また鳥獸被害にも遭わない薬草栽培を検討していますが、現時点では圃場が稻作用であるため実現していません。

今後は、「保養と健康の町牟岐町」として、町民が

8月の台風11・12号による浸水被害が県内各地でおき、この被害で県は「生活再建特別支援制度」を創設しました。新聞記事による中で県と市町が肩代わりをして住民負担がゼロとなるのに対し、制度を利用しない市町があるとのことでした。

本町において、被災世帯の規模によつては制度を利用するのか、また、利用する場合は住民負担の4分の1の費用負担ができないか

健康になれるよう、また、来ていただいた方々に楽しんでいただけるような農産物、例えば、有機野菜、薬草、機能性作物などの栽培に、地域活性化センターを中心取り組みを加速していただきたいと考えています。

4分の1の自己負担を自治体が持つかどうかは、その時の被災状況及び町の財政状況により個々に判断することとなります。

4分の1の自己負担ですが、ある市町は、これを町が負担し、ある市町は4分の1の負担を求めたことで、市町により対応の差がでました。

4分の1の自己負担を自治体が持つかどうかは、その時の被災状況及び町の財政状況により個々に判断することとなります。

4分の1の自己負担が必要です、ある市町は、これを町が負担し、ある市町は4分の1の負担を求めたことで、市町により対応の差がでました。

復旧費用助成制度の取り組みは

横尾 政明 議員

河内活性化センターの取り組みは

「生活再建特別支援制度」は県が台風11・12号により全半壊及び床上浸水世帯に對し生活再建の支援を図るために新たに創設した制度です。幸い牟岐町は該当する住戸はありませんでしたが、もし該当する世帯があれば、この制度を利用することとなります。災害救助法の適用を受けた那賀町以外では、本来であれば4分

間への移行を念頭に置いたうえで、当初は産業課が主體の運営になります。

職員は、現在4名が常駐しています。来年度以降の職員体制については、地域おこし協力隊員以外は確定



河内活性化センターでの地域おこし協力隊員

久米産業課長

運営体制について、民間への移行を念頭に置いたうえで、当初は産業課が主體の運営になります。

運営体制については、民間への移行を念頭に置いたうえで、当初は産業課が主體の運営になります。

横尾議員

にわたる事業については見直しが必要になるのではな

いでしょうか。また、この施設は地域コミュニティとしての位置付けもあるの

で、住民に広報し、利用促進を促していただきたい。